

求職活動等におけるセクシュアルハラスメント防止に関する基本方針

令和8年10月1日
社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会

社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、採用活動、職場見学、実習その他求職活動に関するあらゆる場面において、求職者等の人格と尊厳を尊重し、公正かつ安心して求職活動等を行うことができる環境を確保することが重要であると考えます。本会は、求職活動におけるセクシュアルハラスメントの防止を図るため、以下のとおり基本方針を定めます。

1. セクシュアルハラスメントの禁止

本会は、採用面接、職場見学、実習その他採用活動に関するすべての場面において、求職者等に対する性的な言動により不快感を与え、人格を侵害する行為を禁止します。

2. 対象となる行為

求職者等に対する次のような言動は、セクシュアルハラスメントに該当するおそれがあるため行いません。

- ・性的な内容を含む質問や発言
- ・容姿、身体、交際関係等に関する不必要な質問
- ・食事や私的な関係を執拗に求める言動
- ・不必要な身体接触
- ・性的な言動に対する拒否や抗議を理由とした不利益な取扱い
- ・その他求職者の人格や尊厳を侵害するおそれのある言動

3. 採用活動に関わる職員の責務

採用活動に関わる職員は、求職者の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントの防止に十分配慮するとともに、公正かつ適切な採用活動を実施します。

4. 相談への対応

本会は、求職者等からセクシュアルハラスメントに関する相談があった場合には、事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

5. 不利益取扱いの禁止

相談の申出、事実関係の確認への協力その他ハラスメントに関する対応を行ったことを理由として、求職者等に対して不利益な取扱いを行うことはありません。

6. 再発等の防止

本会は、求職活動におけるハラスメントの未然防止及び再発防止のため、採用活動に関わる職員への周知及び必要に応じた研修等を実施します。

7. 相談窓口

【窓 口】 法人本部事務所内

【相談申込】 総務課総務係

電話 0274-22-5647

E-mail fuji-shakyo@poppy.ocn.ne.jp

本会は、すべての求職者が安心して応募できる公正な採用環境の確保に取り組んでまいります。